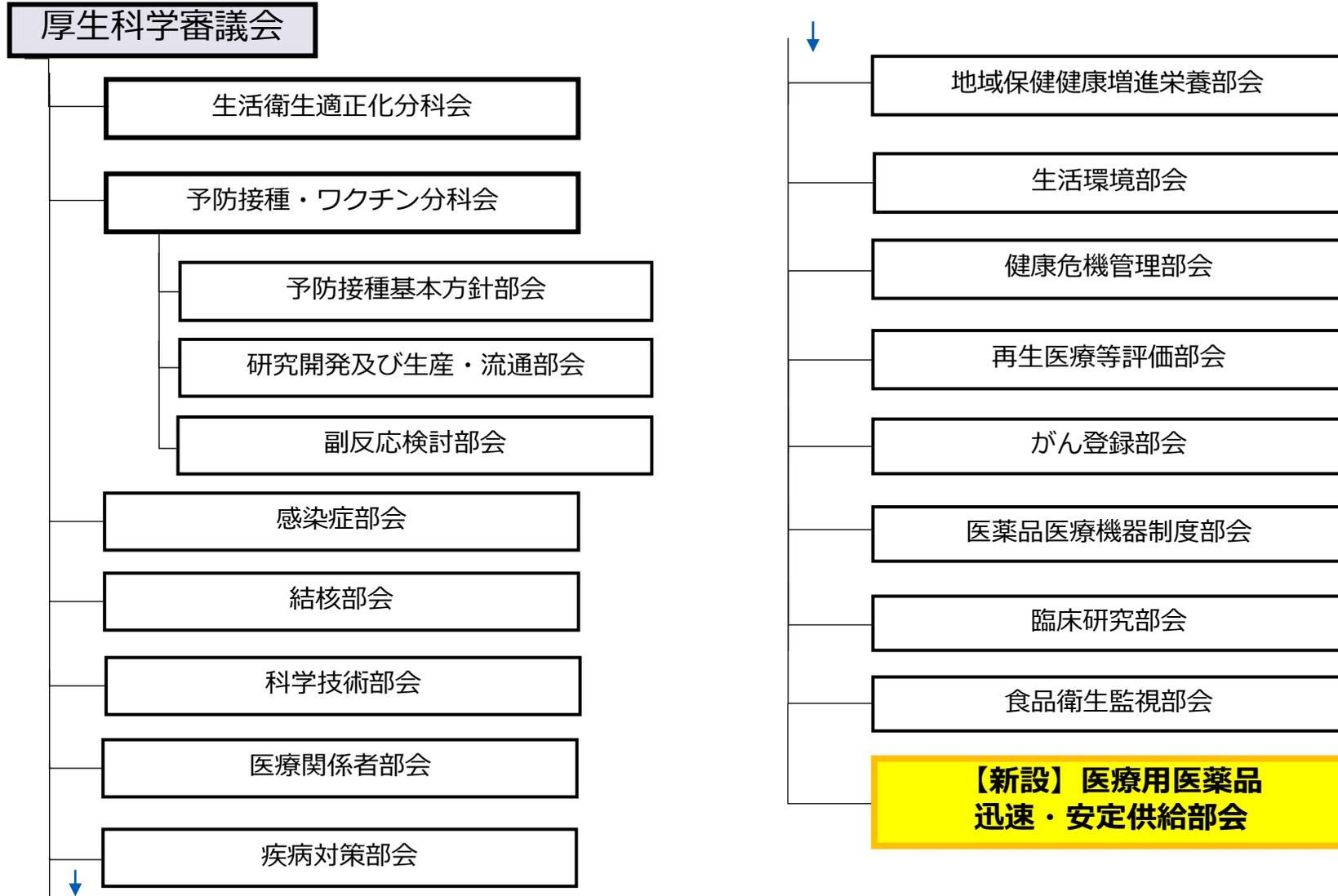


## 厚生科学審議会への医療用医薬品迅速・安定供給部会の設置について

## 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）に伴う、医療用医薬品迅速・安定供給部会の設置

- 医療用医薬品の迅速かつ安定的な供給に向けた対策並びに医療法に基づく供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品の指定に関する事等に関し、調査審議するため、「医療用医薬品迅速・安定供給部会」を設置する。



# 医療用医薬品迅速・安定供給部会の設置について

## 1 設置の趣旨

品質、有効性及び安全性の確保された医薬品を迅速かつ安定的に供給し、国民への適切な医療の提供を確保するとともに、保健衛生の向上を図るため、医療用医薬品の迅速かつ安定的な供給に向けた対策について調査審議を行う。

また、令和7年5月に成立した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、同法に規定する「供給確保医薬品」及び「重要供給確保医薬品」の指定に関する調査審議を行う。

## 2 部会の検討事項

- (1) 医療用医薬品の迅速かつ安定的な供給に向けた対策に関すること
- (2) 医療法に基づく供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品の指定に関すること
- (3) その他

## 3 部会の構成

医療用医薬品の開発及び供給に係る実務や薬事制度等に関する専門的知見を有する専門家、医薬品の製造販売業者等の事業者団体の代表、医師及び薬剤師の職能団体の代表等を委員として参集する（おおむね20名程度を予定）。

## 4 庶務

医療用医薬品迅速・安定供給部会の庶務は、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課において行う。